

人間生活工学製品機能認証 認証規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人人間生活工学研究センター（以下、「HQL」という。）が、人間生活工学製品機能認証 業務規程に基づく認証とその適正な利用を図るために必要な事項を定めるものである。

（業務）

第2条 認証委員会では、人間生活工学製品機能認証 業務規程に基づく認証とその適正な利用を図るために、以下の業務を行う。

- （1）審査委員による最終審査結果が、認証可となった申請の認証可否の審議
- （2）認証やマークの適正利用のための情報収集と不適合の是正
- （3）業務規程に定められた事項の審議
- （4）その他、目的達成に必要な業務

（認証可否の審議）

第3条 認証可否の審議は、当該人間生活工学的機能を認証することが、本認証の目的に適合し、その社会的意義を十分に果たすかどうかを判断するため、次の各号の基本方針に基づいて行う。

- （1）当該製品の人間生活工学的機能が、人間生活工学ガイドライン、人間生活工学認証の基本要件を満たしていることが、最終審査結果から判断できること。
- （2）当該製品の人間生活工学的機能を認証することによる社会的影響が、人間生活工学製品認証の目的、および、人間生活工学研究センターの設立の目的に適合していること。

（認証可否の審議の対象）

第4条 認証の審議は、審査委員による最終審査結果において、「認証可」を得たものを対象とする。

（認証可否の審議の手順）

第5条 認証の審議・決定は以下の手順で行う。

①認証事務局（以下、「事務局」と言う。）は、審議対象となる最終審査結果を受領した際

- には、製品機能説明書と最終審査結果を認証委員会委員長ならびに委員全員に送付する。
- ②認証委員会委員は、期限までに認証の可否とその理由を、事務局に提出する。
 - ③認証委員会委員長（委員長が関係する申請にあつては副委員長）は、認証委員より提出された審議結果に「認証不可が存在しない」場合には、認証することを決定する。
 - ④認証委員より提出された審議結果に「認証不可が存在する」場合には、認証委員会委員長（委員長が関係する申請にあつては副委員長）は、認証委員会を開催し、審議を行う。委員の過半数の出席（電磁的記録による場合は過半数の意見提出）をもって成立し、認証の可否は委員会出席者の過半数の賛成（電磁的記録による場合は意見提出の過半数の賛成）をもって決定する。対面による認証委員会を開催した場合には、委員会での決定を最終決定とする。
 - ⑤事務局は認証委員会の決定を受けて、認証可の場合は、申請者に認証通知書を送付する。認証不可の場合は、認証不可通知書を送付する。

（情報収集と不適合の是正）

第6条 認証やマークの適正利用と向上を図るため、関連情報を収集し、不適合事案については是正を行う。

（認証委員）

第7条 認証可否の審議、および、不適合の是正の審議には、対象となる製品や対象となる製品の製造者等と何らかの利害関係のある委員は加わらない。

（謝金等）

第8条 認証委員には、審議1件につき、相当の審議手当を支給する。

- 2 委員会開催時には、委員会規程（平成23年4月1日改定）ならびに謝礼及び旅費の支払い基準に基づいて支給する。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、委員会規程（平成23年4月1日改定）に基づいてHQLが別に定める。

附 則

この規程は、平成26年6月27日から施行する。

以上